

鳥栖市立小・中学校の教育職員に関する業 務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

鳥栖市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 本計画は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和7年6月18日7文科初第793号文部科学事務次官通知）で示されたとおり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されることを受け、同法第8条に基づき策定するものである。
- 鳥栖市教育委員会は、本計画を学校及び市長部局と連携して総合的に推進するとともに、保護者や地域住民の深い理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイング（心身の健康と幸福）の確保に努めていきます。教師が情熱とゆとりを持って児童生徒と向き合える環境を整えることは、鳥栖市教育大綱が掲げる「郷土を愛し、志を持って未来を切り拓く鳥栖の人づくり」を成し遂げるためには不可欠であり、これにより鳥栖市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を確かなものとしたいと考える。
- 取組状況や課題について、本市教育委員会定例会および総合教育会議の場を通じて継続的に検証し、学校の置かれた状況や社会情勢の変化に応じ計画を適宜見直すことで、実効性の高い「学校における働き方改革」を不断に推進していくものである。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和2年（2020年）2月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「鳥栖市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する指針」を定め、また、「鳥栖市立小中学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」を制定し、教育職員の在校等時間の適切な把握及びその縮減に努めてきた。

- 学校における働き方改革推進の具体的な取組としては、夏季休業中の閉庁日の設定、校務支援システムの導入による業務の効率化、ICT支援員や教員業務支援員等の配置、部活動指導員の活用、留守番電話の導入、並びに「ノー部活デー」や「部活動休養日」、「定時退勤日」の実施等がある。また、本市の特色として、全校でコミュニティ・スクールを導入し、地域住民やPTA等との連携を通じ、地域全体での学校支援体制の構築を進めている。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度の実績は以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	26時間56分	15.1%	0.1%
中学校	38時間01分	36.2%	4.9%

- 1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合が小学校で15.1%、中学校においては36.2%と高くなっている（※前年度比0.6%減）。特に中学校では、いじめや不登校、問題行動、発達障害等、生徒個々への対応の複雑化に加え、保護者対応（クレーム・過度な要求）の増加、部活動指導の業務負担が大きくなってきている。
- 依然として一部の教職員において長時間勤務が常態化しており、時間外在校等時間が月80時間を上回る教職員が中学校で4.9%となっている。特に若手教員への指導体制の確保や、保護者等からの過度な要求への対応、部活動地域展開の円滑な進展、ICT環境のさらなる充実への対応など、解決すべき課題も残されている。教職員の心身の健康保持は、教育の質の維持・向上に直結する喫緊の課題である。

2. 目標

教職員が健康で、専門性を十分に発揮できる環境を整備することで、鳥栖市の子どもたちへの教育の質を向上させることをめざし、鳥栖市教育プランに掲げる「教職員の資質・能力の向上」実現のため、以下の数値目標を達成し、心身の健康と教材研究時間の確保を図る。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%とすることを旨す。
- 年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を、平均で30時間程度とすることを旨す。
- 年間における時間外在校等時間について360時間以下とすることを旨す。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が「鳥栖市で働いていてよかった」と実感できる職場環境を旨し、以下の指標を改善する。

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数14日以上を旨す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、市長部局が所管する交通安全指導員及びPTA、地域ボランティア等による通学路の見守り活動を継続する。必要に応じて、市長部局及び交通対策協議会等と連携し、見守り体制を強化する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間における見回りについては、市長部局による取組「防犯パトロール（青パト）」及び「ながら防犯活動」や鳥栖警察署が行っているパトロールにおいて実施されており、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。また、学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

保護者や地域からの過剰な苦情、不当な要求など学校だけでは解決が難しい事案に対し、学校のみによる対応としない法務相談体制を構築する。また、必要に応じ、市の顧問弁護士の活用を提案する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

校務支援システムの機能や「一人一台端末」の活用等によって、県や市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、市教委内においても、目的が不明確な調査や類似調査の削減、照会様式の統一化や明瞭化に努める。

○ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

学校・教育委員会及び市長部局が連携を図りながら、適切な保守管理を行う。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理

令和7年度の試行期間を経て、8年度から小学校の水泳授業については民間へ完全委託を実施する。中学校においては一定の期間を設け、水泳授業の在り方について検討する。

○部活動

鳥栖市部活動ガイドラインを遵守し、休日の活動休止日設定、練習時間の短縮を徹底する。更に、令和8年度から10年度において地域展開スタイルを構築し、令和11年度以降の「休日の完全地域展開」を目指す。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○授業準備・教材作成の補助

全校に配置する教員業務支援員に、授業で使用する教材の印刷・準備、小テスト等の採点補助、資料整理などを依頼することで、教員が児童生徒と関わる時間や授業準備時間を増やす。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を

活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 令和5年度より新年度始業式を1日遅らせ4月7日としたこと及び令和8年度より2学期始業式を試行的に9月1日としたことにより、より良く新年度及び新学期のスタートが切れるよう計画的に校務に取り組む。
- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、産業医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- 職員が50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の分析結果を活用し職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題について学校ごとに相談員を任命し、毎年度初めに全職員へ周知する。

- 定時退勤日（小学校：金曜日、中学校：月曜日）を週1回設定し、夏季休業期間中には市内一斉で学校閉庁日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 進捗状況の把握と公表

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を客観的に把握し、毎年度、鳥栖市ホームページ等で公表する。あわせて、本市教育委員会定例会及び総合教育会議において報告を行う。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、市で導入している勤務管理システム等により、月単位・年単位で厳格に把握する。
- ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標については、ストレスチェックの結果を活用し、多角的に分析・評価を行う。

(2) 学校への指導・支援の強化

- 教育委員会は各学校の状況を定期的に確認し、本計画の目標達成に課題が見られる学校に対しては、速やかにヒアリングや実地指導を実施する。
- 特に、長時間勤務が常態化している教職員がいる場合や、休憩時間の確保が困難な学校に対しては、当該年度内に改善が図られるよう、個別の支援・指導を重点的に行う。
- 管理職のマネジメント能力向上を図るため、校長等研修会等において、働き方改革やメンタルヘルスをテーマとした研修を充実させ、組織的な学校運営体制の構築を支援する。

(3) 多様な専門人材の確保と関係部局との連携

- 児童生徒への多面的な支援と教員の負担軽減を両立するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材に加え、医療・福祉関係機関との連携を推進する。

- 市長部局と緊密に連携し、学校が抱え込みやすい福祉的課題に対して、行政全体での対応に努める。

(4) 地域・保護者とのパートナーシップ（コミュニティ・スクールの活用）

- 「鳥栖市教育大綱」が掲げる地域とともにある学校づくりを推進するため、全小中学校に設置されているコミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の場を活用し、本計画の趣旨や「業務の3分類」について説明を行い、地域住民や保護者の理解と協力を得る。
- 登下校の見守り等、地域に委ねることができる業務についてPTA等をはじめとする地域ボランティアとの連携を図る。
- 広報紙や市公式SNS等を通じて、教職員の働き方改革が「教育の質の向上」に直結することを市民に広く周知し、社会全体で学校を支える機運を醸成する。

(5) 計画の見直しと継続的な改善

本計画は、国や県の動向、および市内の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。「鳥栖市教育プラン」の計画期間との整合性を図りつつ、PDCAサイクルを回すことで、実効性のある働き方改革を継続的に推進する。

附則

- (1) 本計画は、令和8年4月1日から施行する。
- (2) 本計画の施行に伴い、平成30年1月策定「鳥栖市立小中学校 学校現場の業務改善計画」は廃止する。